

# 千葉県過疎地域持続的発展方針

(令和3年度 ～ 令和7年度)

令和3年8月策定

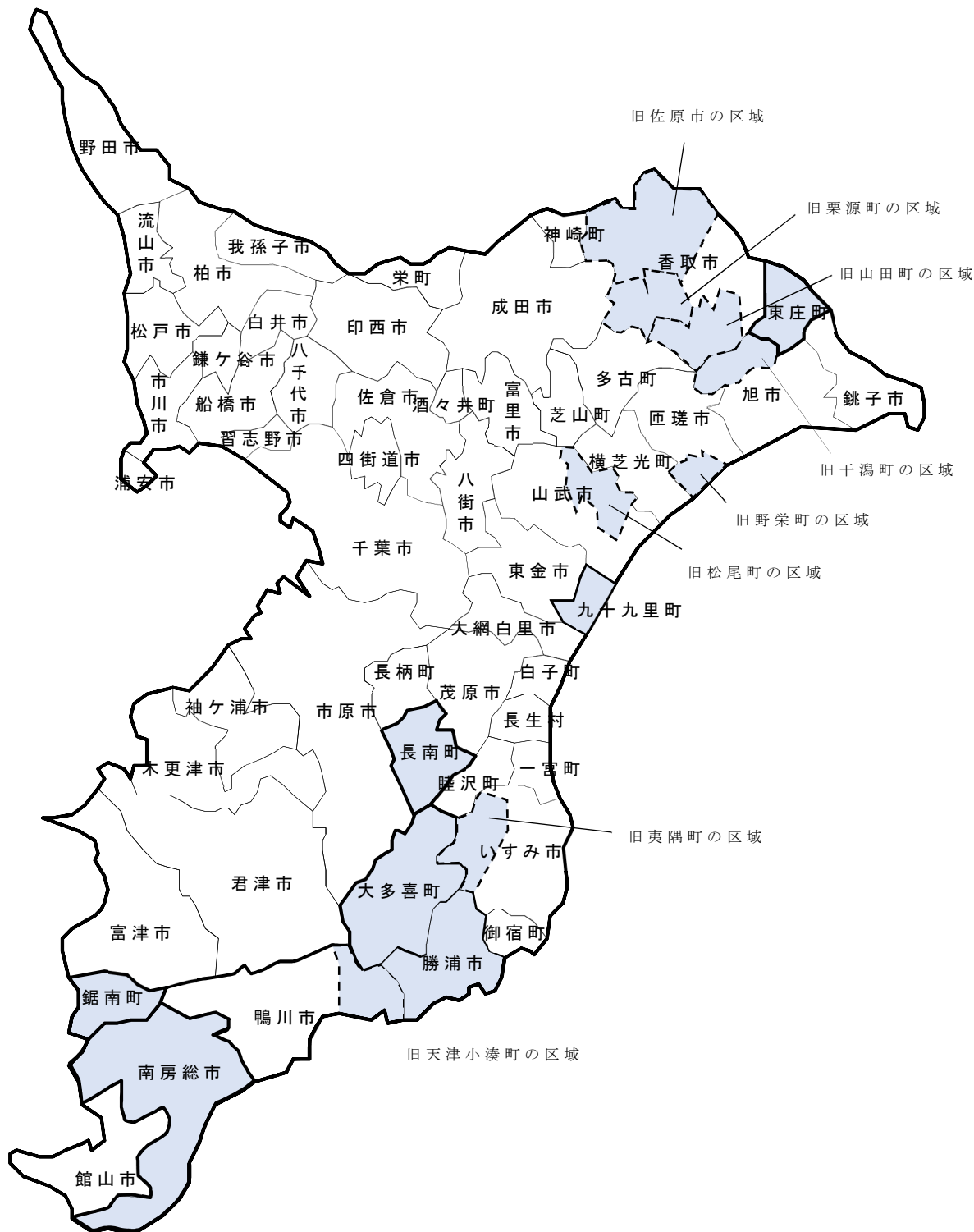
令和4年8月変更

千 葉 県

(令和4年4月1日現在)

# 千葉県の過疎地域

(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法)



# 千葉県過疎地域持続的発展方針 目 次

## 策定の趣旨

### 1 基本的な事項

- (1) 過疎地域の現状と課題…………… 1
- (2) 過疎地域の持続的発展の基本的な方向…………… 1 1
- (3) 広域的な経済社会生活圏との関連…………… 1 1

### 2 移住・定住・地域間交流の促進，人材の確保・育成

- (1) 移住・定住・地域間交流の促進…………… 1 2
- (2) 人材の確保・育成…………… 1 2

### 3 産業の振興

- (1) 産業振興の方針…………… 1 3
- (2) 農林水産業の振興…………… 1 3
- (3) 地域産業の振興…………… 1 7
- (4) 企業誘致…………… 1 7
- (5) 起業，新事業への取組の促進…………… 1 7
- (6) 商業の振興…………… 1 8
- (7) 観光の振興…………… 1 8
- (8) 雇用機会の拡充…………… 1 9

### 4 地域における情報化

- (1) 地域における情報化の方針…………… 2 0
- (2) 電気通信設備の整備…………… 2 0
- (3) 情報化の推進…………… 2 0

### 5 交通施設の整備，交通手段の確保の促進

- (1) 交通施設の整備，交通手段の確保の方針…………… 2 1
- (2) 国道，県道及び市町村道の整備…………… 2 1
- (3) 農道，林道の整備…………… 2 3
- (4) 交通確保対策…………… 2 4

### 6 生活環境の整備

- (1) 生活環境の整備の方針…………… 2 5
- (2) 水道施設，污水处理施設等の整備…………… 2 5
- (3) 消防・救急施設の整備…………… 2 7

7	子育てを支える環境の充実，高齢者等の保健，福祉の向上及び増進	
(1)	子育てを支える環境の充実，高齢者等の保健，福祉の向上及び増進の方針	29
(2)	子育てを支える環境の充実	29
(3)	高齢者等の保健，福祉の向上及び増進を図るための対策	30
(4)	障害者福祉の向上及び増進を図るための対策	30
8	医療の確保	
(1)	医療の確保の方針	31
(2)	医療サービスの充実を図るための対策	31
(3)	保健サービスの拡充を図るための対策	35
9	教育の振興	
(1)	教育の振興の方針	36
(2)	公立小中学校等の教育施設の整備	36
(3)	図書館，集会施設，体育施設，社会教育施設等の機能の充実等	36
10	集落の整備	36
11	地域文化の振興等	37
12	再生可能エネルギーの利用の推進	37

**※合併前市町村の記載について**

各種統計において合併前市町村と現在の市町村の数値を切り分けることが困難である。そのため、過疎地域の数値は、原則として現在の市町村全体の数値を計上している。

合併前市町村を切り分けて記載している場合は、それぞれ文・表中の注に記載されている。

## 策定の趣旨

この千葉県過疎地域持続的発展方針は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第7条の規定により、令和3年度から令和7年度における千葉県の過疎地域の持続的発展を図るために定めるものであり、市町村が過疎地域持続的発展計画を策定する際の指針となるものである。

### 1 基本的な事項

#### (1) 過疎地域の現状と課題

##### ア 過疎地域の現状

本県の過疎地域は、勝浦市、南房総市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、鋸南町、旭市の旧干潟町の区域、鴨川市の旧天津小湊町の区域、匝瑳市の旧野栄町の区域、香取市の旧佐原市、旧山田町、旧栗源町の区域、山武市の旧松尾町の区域、いすみ市の旧夷隅町の区域の8市5町である。

#### ① 人口等の推移について

##### ・人口

本県の人口推移を国勢調査で見ると、昭和45年、昭和50年の人口増加率は、対前回比（5年前）それぞれ20パーセント以上と急速に増加し、その後、増加率は少しずつ緩やかになっている。近年の状況として、平成12年、平成17年、平成22年の増加率は、対前回比2パーセント程度となっていたが、平成27年の増加率は対前回比0.1パーセントとなり、令和2年の増加率は対前回比1パーセントだった。

一方、過疎地域の人口推移は、昭和35年以降減少し、令和2年の国勢調査では過疎地域合計で約19万人であり、昭和35年に比べ約38パーセントの減少となっている。対前回比はマイナス9.1パーセントになっている。（表1・図1）

##### ・高齢化

県全体の高齢者数は令和2年で約170万人と、対昭和35年比1,056パーセント増加している。一方、過疎地域の高齢者数は、令和2年で約7万8千人であり、対昭和35年比214パーセント増加している。

また、令和2年において県全体の高齢者比率が27.1パーセントであるのに対し、過疎地域では41.3パーセントと著しく高くなっている。高齢者比率の推移を見ると、過疎地域の高齢化が早く進展していることがわかる。（表1）

図1 人口の推移について

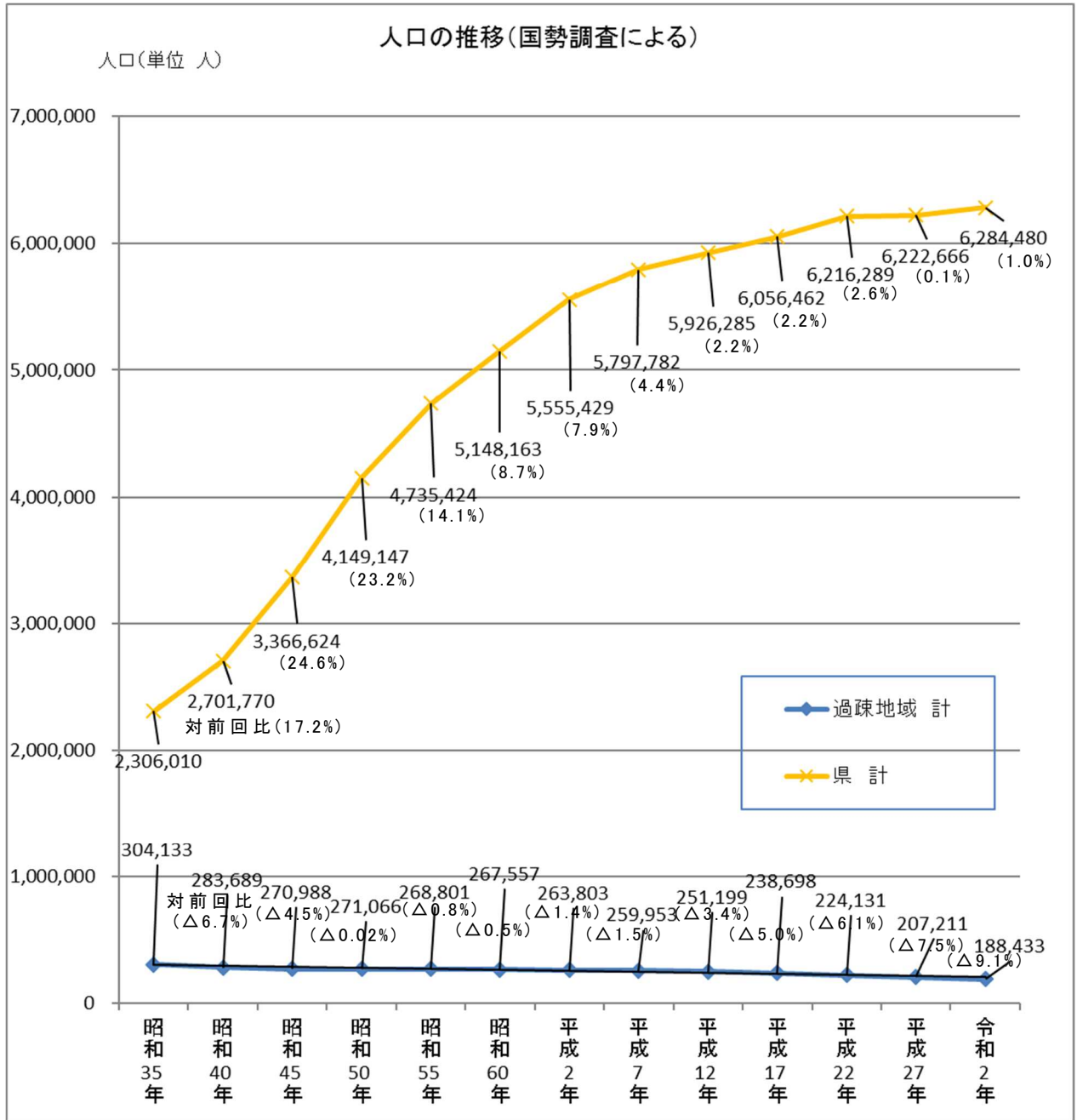


表1 人口等の推移

		S35	S45	S50	S55	H7	H17	H22	H27	R2
勝浦市	人口計(人)	31,141	28,065	26,755	25,462	24,328	22,198	20,788	19,248	16,927
	S35比増減率(%)	—	△10	△14	△18	△22	△29	△33	△38	△46
	高齢者数(人)	2,522	2,931	3,366	3,855	5,335	6,409	6,775	7,265	7,290
	高齢者比率(%)	8.1	10.4	12.6	15.1	21.9	28.9	32.6	37.7	43.1
	若年者数(人)	6,452	6,386	5,002	4,250	5,331	4,548	3,954	3,487	2,514
	若年者比率(%)	20.7	22.8	18.7	16.7	21.9	20.5	19.0	18.1	14.9
南房総市※1	人口計(人)	66,484	58,801	57,323	55,652	48,945	44,763	42,104	39,033	35,831
	S35比増減率(%)	—	△12	△14	△16	△26	△33	△37	△41	△46
	高齢者数(人)	6,625	7,227	7,976	8,920	12,753	15,066	15,784	16,826	16,895
	高齢者比率(%)	10.0	12.3	13.9	16.0	26.1	33.7	37.5	43.1	47.2
	若年者数(人)	13,197	11,966	10,381	8,477	6,210	4,667	3,791	3,030	2,727
	若年者比率(%)	19.8	20.3	18.1	15.2	12.7	10.4	9.0	7.8	7.6
東庄町	人口計(人)	16,754	14,857	17,288	18,205	17,739	16,166	15,154	14,152	13,228
	S35比増減率(%)	—	△11	3	△9	6	△4	△10	△16	△21
	高齢者数(人)	1,167	1,586	1,784	1,988	3,159	3,957	4,290	4,831	5,187
	高齢者比率(%)	7.0	10.7	10.3	10.9	17.8	24.5	28.3	34.1	39.2
	若年者数(人)	3,593	3,350	4,465	3,642	3,195	2,326	1,894	1,652	1,405
	若年者比率(%)	21.4	22.5	25.8	20.0	18.0	14.4	12.5	11.7	10.6
九十九里町	人口計(人)	19,191	17,639	17,887	18,037	20,196	19,009	18,004	16,510	14,639
	S35比増減率(%)	—	△8	△7	△6	△5	△1	△6	△14	△24
	高齢者数(人)	1,375	1,799	2,058	2,366	3,969	4,787	5,065	5,783	5,920
	高齢者比率(%)	7.2	10.2	11.5	13.1	19.7	25.2	28.1	35.0	40.4
	若年者数(人)	3,732	4,287	4,186	3,504	3,548	2,941	2,464	1,930	1,510
	若年者比率(%)	19.4	24.3	23.4	19.4	17.6	15.5	13.7	11.7	10.3
長南町	人口計(人)	14,118	11,906	11,662	11,509	11,339	9,824	9,073	8,206	7,198
	S35比増減率(%)	—	△16	△17	△18	△20	△30	△36	△42	△49
	高齢者数(人)	1,262	1,442	1,604	1,791	2,594	2,975	2,957	3,088	3,215
	高齢者比率(%)	8.9	12.1	13.8	15.6	22.9	30.3	32.6	37.6	44.7
	若年者数(人)	2,934	2,652	2,582	2,266	1,810	1,439	1,205	871	637
	若年者比率(%)	20.8	22.3	22.1	19.7	16.0	14.6	13.3	10.6	8.8

大多喜町	人口計(人)	17,247	14,620	13,932	13,612	12,678	11,514	10,671	9,843	8,885
	S35比増減率(%)	—	△15	△19	△21	△26	△33	△38	△43	△48
	高齢者数(人)	1,472	1,758	1,922	2,183	3,221	3,589	3,605	3,872	3,883
	高齢者比率(%)	8.5	12.0	13.8	16.0	25.4	31.2	33.8	39.3	43.7
	若年者数(人)	3,315	2,752	2,734	2,434	2,009	1,582	1,284	1,054	836
	若年者比率(%)	19.2	18.8	19.6	17.9	15.8	13.7	12.0	10.7	9.4
鋸南町	人口計(人)	15,131	13,316	13,067	12,843	11,071	9,778	8,950	8,022	6,993
	S35比増減率(%)	—	△12	△14	△15	△27	△35	△41	△47	△54
	高齢者数(人)	1,294	1,501	1,716	1,895	2,824	3,273	3,329	3,492	3,361
	高齢者比率(%)	8.6	11.3	13.1	14.8	25.5	33.5	37.2	43.5	48.1
	若年者数(人)	2,972	2,775	2,396	1,948	1,477	1,083	868	696	569
	若年者比率(%)	19.6	20.8	18.3	15.2	13.3	11.1	9.7	8.7	8.1
旭市※2	人口計(人)	10,989	9,227	8,974	8,920	8,729	7,779	7,331	6,854	6,160
	S35比増減率(%)	—	△16	△18	△19	△21	△29	△33	△38	△44
	高齢者数(人)	836	1,045	1,142	1,291	1,948	2,094	2,076	2,213	2,321
	高齢者比率(%)	7.6	11.3	12.7	14.5	22.3	26.9	28.3	32.3	37.7
	若年者数(人)	2,305	2,067	2,049	1,752	1,388	1,220	1,052	866	612
	若年者比率(%)	21.0	22.4	22.8	19.6	15.9	15.7	14.4	12.6	9.9
鴨川市※3	人口計(人)	11,846	10,357	9,886	9,479	8,172	7,208	6,493	5,942	5,212
	S35比増減率(%)	—	△13	△17	△20	△31	△39	△45	△50	△56
	高齢者数(人)	997	1,122	1,185	1,325	1,975	2,366	2,352	2,416	2,343
	高齢者比率(%)	8.4	10.8	12.0	14.0	24.2	32.8	36.2	40.7	45.0
	若年者数(人)	2,313	2,076	1,764	1,452	1,132	884	688	608	501
	若年者比率(%)	19.5	20.0	17.8	15.3	13.9	12.3	10.6	10.2	9.6
匝瑳市※4	人口計(人)	9,963	9,223	9,651	9,819	10,102	10,019	9,160	8,346	7,815
	S35比増減率(%)	—	△7	△3	△1	△1	△1	△8	△16	△22
	高齢者数(人)	707	978	1,084	1,178	1,869	2,481	2,541	2,701	2,874
	高齢者比率(%)	7.1	10.6	11.2	12.0	18.5	24.8	27.7	32.4	36.8
	若年者数(人)	2,207	2,118	2,185	2,019	1,761	1,636	1,293	1,029	880
	若年者比率(%)	22.2	23.0	22.6	20.6	17.4	16.3	14.1	12.3	11.3



香取市※5	人口計(人)	69,637	63,966	65,703	66,440	67,056	61,933	58,927	54,753	50,657
	S35比増減率(%)	—	△8	△6	△5	△4	△11	△15	△21	△27
	高齢者数(人)	4,818	6,013	6,873	7,842	12,845	15,851	16,641	18,095	18,727
	高齢者比率(%)	6.9	9.4	10.5	11.8	19.2	25.6	28.2	33.0	37.0
	若年者数(人)	15,771	14,704	14,817	13,249	11,661	9,275	7,823	6,615	5,592
	若年者比率(%)	22.6	23.0	22.6	19.9	17.4	15.0	13.3	12.1	11.0
山武市※6	人口計(人)	10,923	10,129	10,258	10,463	11,418	10,896	10,327	9,530	8,764
	S35比増減率(%)	—	△7	△6	△4	△5	0	△5	△13	△20
	高齢者数(人)	850	1,128	1,229	1,359	2,096	2,711	2,742	3,097	3,189
	高齢者比率(%)	7.8	11.1	12.0	13.0	18.4	24.9	26.6	32.5	36.4
	若年者数(人)	2,403	2,350	2,369	2,102	2,103	1,696	1,367	1,196	969
	若年者比率(%)	22.0	23.2	23.1	20.1	18.4	15.6	13.2	12.5	11.1
いすみ市※7	人口計(人)	10,709	8,882	8,680	8,360	8,180	7,611	7,149	6,772	6,124
	S35比増減率(%)	—	△17	△19	△22	△24	△29	△33	△37	△43
	高齢者数(人)	878	1,042	1,119	1,281	1,961	2,325	2,371	2,626	2,662
	高齢者比率(%)	8.2	11.7	12.9	15.3	24.0	30.5	33.2	38.88	43.5
	若年者数(人)	2,115	1,816	1,804	1,418	1,212	1,010	837	690	518
	若年者比率(%)	19.7	20.4	20.8	17.0	14.8	13.3	11.7	10.2	8.5
過疎地域	人口計(人)	304,133	270,988	271,066	268,801	259,953	238,698	224,131	207,211	188,433
	S35比増減率(%)	—	△11	△11	△12	△15	△22	△26	△32	△38
	高齢者数(人)	24,803	29,572	33,058	37,274	56,549	67,884	70,528	76,305	77,867
	高齢者比率(%)	8.2	10.9	12.2	13.9	21.8	28.4	31.5	36.8	41.3
	若年者数(人)	63,309	59,299	56,734	48,513	42,837	34,307	28,520	23,724	19,270
	若年者比率(%)	20.8	21.9	20.9	18.0	16.5	14.4	12.7	11.4	10.2
千葉県	人口計(人)	2,306,010	3,366,624	4,149,147	4,735,424	5,797,782	6,056,462	6,216,289	6,222,666	6,284,480
	S35比増減率(%)	—	46	80	105	151	163	170	170	173
	高齢者数(人)	147,098	210,940	261,205	330,188	651,789	1,060,343	1,320,120	1,584,419	1,699,991
	高齢者比率(%)	6.4	6.3	6.3	7.0	11.2	17.5	21.2	25.5	27.1
	若年者数(人)	600,981	942,953	1,022,785	992,008	1,379,120	1,079,623	960,465	900,040	909,234
	若年者比率(%)	26.1	28.0	24.7	20.9	23.8	17.8	15.5	14.5	14.5

(出典『千葉県統計年鑑』、『国勢調査』)

高齢者比率は、65歳以上の人口を当該市町村の人口で除して得た数値

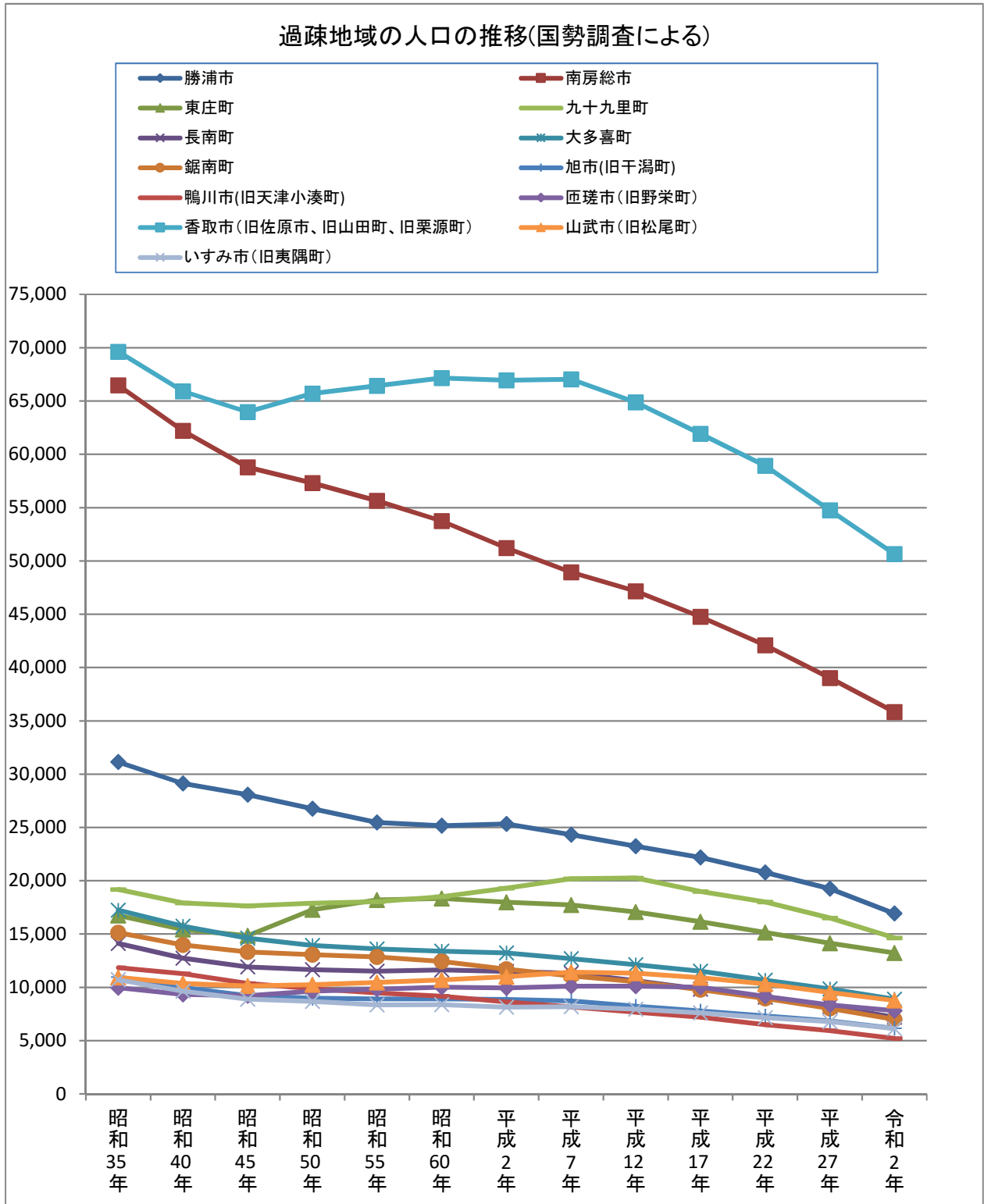
若年者比率は、15歳以上30歳未満の人口を当該市町村の人口で除して得た数値

※1 H17年以前の南房総市については、合併前の町の合計数値

※2 旭市については、旧干潟町の区域の数値

- ※ 3 鴨川市については、旧天津小湊町の区域の数値
- ※ 4 匝瑳市については、旧野栄町の区域の数値
- ※ 5 香取市については、旧佐原市、旧山田町及び旧栗源町の区域の数値
- ※ 6 山武市については、旧松尾町の区域の数値
- ※ 7 いすみ市については、旧夷隅町の区域の数値

図2 過疎地域の人口推移について



②産業について

・農業

平成17年から令和2年の基幹的農業従事者数の推移を見ると、県全体では、約43パーセント、過疎地域においても約43パーセントの減少となっており、県全体と過疎地域で概ね同様の傾向を示している。

しかし、基幹的農業従事者のうち65歳以上比率は、県全体では、約67パーセントとなっているのに対し、過疎地域では約72パーセントとなっており、県全体の中において、基幹的農業従事者の高齢化が早く進展している。(表2)

表2 基幹的農業従事者の推移

		H17	H22	H27	R2 (対H17年比)
過疎地域	基幹的農業従事者(人)※	16,433	14,693	12,114	9,288 (△43%)
	うち65歳以上(人)	8,984	8,756	7,994	6,655 (△26%)
	基幹的農業従事者の65歳以上比率(%)	54.7	59.6	66.0	71.7
	県全体との差(ポイント)	2.4	3.1	4.3	4.6
千葉県	基幹的農業従事者(人)	88,218	78,904	65,099	50,328 (△43%)
	うち65歳以上(人)	46,150	44,579	40,152	33,728 (△27%)
	基幹的農業従事者の65歳以上比率(%)	52.3	56.5	61.7	67.0

(出典『千葉県統計年鑑』、『農林業センサス』)

※旭市分は、旧干潟町の区域の数値。鴨川市分は、旧天津小湊町の区域の数値。匝瑳市分は、旧野栄町の区域の数値。香取市分は、旧佐原市、旧山田町及び旧栗源町の区域の数値。山武市分は、旧松尾町の区域の数値。いすみ市分は、旧夷隅町の区域の数値。

・工業

平成17年から平成30年の工業関係統計の推移を見ると、県全体の事業所数は約27パーセント減少しているのに対し、過疎地域の事業所数は約35パーセント減少している。また、県全体の従業者数は約3パーセント減少しているのに対し、過疎地域の従業者数は約18パーセントの減少となっており、県全体と過疎地域ともに減少傾向を示しているものの、過疎地域の方が減少の幅は大きい。

その一方で、製造品出荷額等については、平成30年の県全体の製造品出荷額等が、対平成17年比で約9パーセントの増加に対し、過疎地域は、約4パーセントの増加となっている。

しかし、従業者一人当たりの製造品出荷額等を比較すると、過疎地域は、平成17年では県全体の約42パーセント、平成30年では約48パーセントとなっており、依然として格差が生じている。(表3)

表3 製造品出荷額等の推移

		H17	H20	H22	H23	H25	H30 (対H17年比)
過疎地域	事業所数	1,111	1,044	912	903	839	719 (△35%)
	従業者数(人)	23,784	23,910	21,081	19,138	20,108	19,464 (△18%)
	製造品出荷額等 (百万円)	553,836	592,229	483,221	484,787	514,849	574,391 (4%)
	製造品出荷額等/ 従業者数(万円)	2,329	2,477	2,292	2,533	2,560	2,951
	対県全体比(%)	41.9	36.6	38.2	43.5	39.3	47.6
千葉県	事業所数	6,679	6,620	5,663	5,917	5,223	4,856 (△27%)
	従業者数(人)	217,810	228,369	206,510	203,900	199,586	212,015 (△3%)
	製造品出荷額等 (百万円)	12,112,736	15,463,734	12,380,529	11,886,718	13,003,297	13,143,167 (9%)
	製造品出荷額等/ 従業者数(万円)	5,561	6,771	5,995	5,830	6,515	6,199

(出典『千葉県統計年鑑』、『工業統計調査結果報告書』)

・商業

平成19年から平成28年の年間商品販売額等の推移を見ると、県全体の事業所数は約22パーセント減少しているのに対し、過疎地域の事業所数は約29パーセント減少している。また、県全体の従業者数は、約14パーセント減少している一方で、過疎地域の従業者数は、約26パーセントの減少となっている。年間商品販売額については、県全体が約2パーセントの増加に対し、過疎地域は約1パーセント減少している。平成24年以降統計方法の変更等があったため、単純に以前と比較することはできないが、県全体と比べて過疎地域の方が減少の幅は大きい。

また、過疎地域の従業者一人当たりの年間商品販売額は、県全体の約77パーセントとなっており、県全体と比較して、格差が生じている。(表4)

表4 年間商品販売額等の推移

		H19	H24	H26	H28 (対H19年比)
過疎地域	事業所数	6,208	4,526	4,410	4,388 (△29%)
	従業者数(人)	33,767	24,739	24,830	25,048 (△26%)
	年間商品販売額 (百万円)	691,515	547,500	585,427	685,738 (△1%)
	年間商品販売額 /従業者数(万円)	2,048	2,213	2,358	2,738
	対県全体比(%)	68.9	68.2	71.6	77.3
千葉県	事業所数	48,596	35,664	35,950	37,811 (△22%)
	従業者数(人)	414,626	309,339	322,671	354,559 (△14%)
	年間商品販売額 (百万円)	12,322,192	10,031,126	10,625,836	12,563,223 (2%)
	年間商品販売額 /従業者数(万円)	2,972	3,243	3,293	3,543

(出典『千葉県統計年鑑』、『商業統計調査結果』、『経済センサス-活動調査』)

※H24年から『商業統計調査』の統計方法が変更された。

※H26年までは、『商業統計調査』の数値。

③ これまでの過疎対策の状況

昭和45年に過疎地域対策緊急措置法に基づく過疎対策が始められて以来、本県では、過疎地域に対し、令和2年度までの県計画と市町村計画を合計して、総額約5,131億円の事業を実施してきた。そのうち、平成12年に施行された過疎地域自立促進特別措置法の下では、過疎地域に対し、県計画と市町村計画を合計して、道路整備や農業基盤整備等、令和2年度までに総額約3,807億円の事業を行ってきたが、過疎地域の人口減少に歯止めがかかっていない状況である。

## イ 過疎地域の課題

県全体では人口増加の勢いが鈍化する中で、過疎地域においては人口減少が続き、近年は人口減少率が大きくなってきている。

また、高齢者比率についても、県全体の高齢者比率と比較して著しく高くなっており、県全体より早く高齢化が進展している。

産業については、農業では、基幹的農業従事者数の65歳以上比率が県全体と比較して高くなっており、地域の農業の担い手の高齢化が県全体より早く進展している。

また、工業、商業では、販売額、従業者数等の数値は、県全体より減少の度合いが大きく、従業者一人当たりの出荷額や販売額は県全体と比べ、格差が生じている状況である。

## (2) 過疎地域の持続的発展の基本的な方向

本県においては、令和2年度まで「千葉県過疎地域自立促進方針」とそれに基づく県計画及び市町村計画により、過疎地域の自立促進を図るための施策を推進してきた。

過疎地域の有する公益的機能を守るという観点から過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域活力の更なる向上が図られるよう、これまでの過疎対策の事業を踏まえつつ、引き続き産業振興や定住促進等を図る必要がある。そのため、本方針に基づき、地域資源の活用をしつつ、交通基盤の整備、子育てや医療の充実等に努めることとする。

## (3) 広域的な経済社会生活圏との関連

本県の過疎地域は、それぞれ南房総・外房地域、九十九里地域、香取・東総地域に位置づけられる。

南房総・外房地域は、県南部に位置し、温暖な気候や美しい自然環境を有している。また、東京湾アクアラインや館山自動車道などによる都心からのアクセスの良さを生かした観光地域としての成長や、豊富な農林水産物を生かす特色のある農業、漁業等を進めていく。

九十九里地域は、農業、林業及び水産業の資源に恵まれている。首都圏中央連絡自動車道が地域を南北に縦断する形で整備されたことにより、観光地域としての成長や、成田空港の更なる機能強化を契機として企業の立地・集積の促進に努める。

香取・東総地域は、県北東部に位置する食料の生産拠点であり、多様な観光資源も有している。加えて首都圏中央連絡自動車道の整備進展や成田空港への近接性などによる交流・連携のポテンシャルの向上が期待される。これらの広域的な人・物・財の流れを取り込み、産業振興やまちづくりを進めていく。

## 2 移住・定住・地域間交流の促進，人材の確保・育成

### (1) 移住・定住・地域間交流の促進

過疎地域において、首都圏の都市をはじめとする他の地域との交流を進めることや、観光などで訪れた人々が地域の魅力に触れ移り住んでもらうことは、経済的、社会的、文化的な側面で大きな活性化の効果をもたらすものであることから、NPO等の多様な主体と連携しつつ、積極的に推進する。

このため、過疎地域の豊かな地域資源や過疎地域での様々なライフスタイルを生かし、都市住民が地域の魅力を認識・再発見し、生きがい・自己実現を求めて過疎地域に滞在・居住できるよう、市町村等との連携を図りながら、地域間交流や移住・定住等地域振興に関する情報発信を行うとともに、市町村等の行うグリーン・ブルーツーリズム、マルチハビテーション及びUIJターンなどの取組を支援する。

また、過疎地域等に生活の拠点を移して地域協力活動を行う「地域おこし協力隊」の円滑な活動に資するため、市町村等の行う取組とも連携を図りながら、受入市町村の枠を超えた交流研修会の開催などを通して支援するとともに、隊員の地域への定着を図る。

### (2) 人材の確保・育成

人口減少や少子高齢化に伴う深刻な人手不足や、度重なる災害等を経験しても、本県が誇る商工業や農林水産業などの地域産業が持続的に発展するとともに、医療・福祉・介護サービスが安定的に維持されるよう、リーダーも含め人材の確保・育成を着実に進める。

また、子どもたちが地域の文化や産業に愛着を持ち、将来、千葉県を支える社会の一員として活躍できるよう、地域を愛し地域を支える人材の育成に取り組む。



### 3 産業の振興

#### (1) 産業振興の方針

ア 農林水産業の振興については、マーケット需要に対応した競争力の高い産地づくりや地域資源を活用した6次産業化の推進等による高付加価値化・高収益型の農林水産業への転換を進め、所得の確保を図るとともに、環境にやさしい農業や森林資源の循環利用の推進、水産資源の維持増大と漁場環境の保全等による水産業の育成、さらには、意欲ある人材や多様な担い手が活躍できるよう支援体制の充実を図ることにより、生産力の強化と担い手づくりを推進する。

また、地域の特色を生かした農山漁村の活性化を目指し、都市と農山漁村の交流の促進を図るとともに、荒廃農地や有害鳥獣への対策や、農道や農業水利施設などの適切な保全管理等により、住民が快適に過ごせる緑豊かで活力ある農山漁村づくりを推進する。

イ 地域産業の振興については、地域資源を活用した新商品・新サービスの開発や、商品改良、販路開拓に主体的に取り組む事業者を支援し、地域経済の活性化を図る。

ウ 企業誘致の推進については、対象地域は豊かな自然環境など様々な地域資源を有しており、地域の特色を生かした企業の立地を促進する。

エ 起業、新事業への取組の促進については、経営の改善や革新に取り組む企業に対して、情報提供、相談や助言を行うなど、チャレンジ企業支援センターや市町村、商工会など関係機関と連携して引き続き各種支援に取り組んでいく。

オ 商業の振興については、地域の特色を生かし、地域と連携・協働した商業振興施策を図るとともに、次代の商店街を担い、商店街の運営をリードする中心的な存在となる人材を育成する。

カ 観光の振興については、優位性のある観光資源や過疎地域へのアクセスルートである首都圏中央連絡自動車道や東京湾アクアライン等の活用を図りながら、観光客の増加並びに滞在の長時間化や宿泊型観光の推進に取り組む市町村を支援するとともに、外国人観光客の受入体制の整備や効果的なプロモーションを展開する。

キ 雇用機会の拡充については、生活様式の変化や、テレワークなどの働き方の多様化を踏まえ、地域の特色を生かしながら、雇用の維持や創出、働きやすく働きがいのある雇用環境の実現等を目指す。

#### (2) 農林水産業の振興

##### ア 農林業

農業については、生産者の高齢化、担い手不足、価格の低迷、産地間競争の激化など、数多くの課題を抱えている。そして、中山間地域ではその立地条件により、一戸当たりの耕地面積は総じて小さいものとなっている。その一方で、温暖な気候と豊かな自然に恵まれ、酪農、果樹、花き・植木など地域の特色を生かした生産が行われている。

また、林業については、人工林を中心に本格的な木材の利用が可能な段階に入っているが、木材価格の長期にわたる低迷等により森林所有者の経営意欲は低迷しており、主伐がほとんど実施されていない。

そのため、間伐等の森林施業の集約化等を図り、計画的な森林整備を実施する必要がある。

こうした、地域の特性に応じ、魅力ある農林業の創出を目指して、以下の施策を総合的、計画的に推進する。

(ア) マーケット需要に対応した力強い産地づくり

施設化や省力化による既存産地の再構築の推進等により、消費者ニーズの多様化や、環境への負荷を減らした農業に対する関心の高まりに対応するとともに、消費者に選択される農産物を県内外に供給し続けられる、力強い産地づくりを推進する。

① 園芸の振興

地域の野菜や果樹、花き・植木などの主要品目を中心に、優良品種の導入、施設化による品質向上、省力機械による労働生産性の向上等、生産性の改善を図るとともに、加工等による高付加価値化を推進する。

また、販売面についても、集出荷施設や予冷施設の導入、共選共販体制の確立等により、高品質園芸品の安定生産出荷によるブランド化を推進する。

一方、多様な観光施策の推進により、観光需要の増大が見込まれる園芸品目については、「地産地消」の推進や都市住民との交流を深める観光農業等を推進し、農家経営の安定化を図る。

② 農産の振興

稲については、農用地の利用集積等による低コスト・省力化を推進するとともに、「売れる米づくり」の実現を目指し、温暖な地域特性を生かした早場米の生産や、食味・安全性を重視した米生産を推進する。

また、水田をフル活用し、飼料用米等の新規需要米の作付拡大に重点を置いた取組を着実に推進し、農業経営の安定を図る。

③ 畜産の振興

地域の特色に応じて、遺伝データを活用した家畜の改良促進、後継牛の確保・増頭、及び省力化機械を導入し、労働力補完や規模拡大を図る。また、酪農ヘルパーや飼料生産コントラクター等の外部支援組織の育成・強化により作業の省力化・外部化を推進し、ゆとりある経営の実現を図る。

併せて、家畜排せつ物の適正な管理及び処理を推進するとともに、耕畜連携により地域と調和した資源循環型農業の取組を進める。

また、豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等の急性悪性家畜伝染病の発生予防のため、全畜産農家に対して注意喚起や飼養衛生管理の遵守など一層の指導強化に取組み、万が一、発生した場合、円滑に防疫措置を実施できるよう、市町村や関係団体等との連携強化による全県的な防疫体制の構築を図る。

頻発する自然災害に対しては、停電に備えた発電機の導入や保険加入等を事前に実施するなど、ハード・ソフトの両面強化により防災力の向上を推進する。

④ 技術・経営指導

地域の特性を生かし、高い経済性が見込まれる新規品目等の生産技術の開発とその効果的な普及推進を行うとともに、地域農業を牽引する効率的かつ安定的な経営体の育成を図るための経営者能力向上に向けた指導にも重点を置く。

また、特産作物の活用等による高付加価値型農業の実現を図るため、地域の豊富な資源の再評価・発掘、生産組織等の活性化、農業経営の改善・安定のた

めの技術の開発及び普及の推進を図る。

#### (イ) 農地の基盤整備

各種の農業農村整備事業の実施により、生産基盤等の整備水準は向上してきている。

しかしながら、中山間地域では依然としてほ場の区画形状や用排水の条件が悪い等、他の地域と比較して農業生産活動に制約のある地域が多いため、地域の活性化に向け、生産基盤と生活環境の整備を一体的に推進する。

また、事業の実施に当たっては、地域に残された良好な自然を保全するため、可能な限り環境との調和に配慮しつつ、農地・農業施設等の保全を図る。

なお、農業振興地域整備計画で定められた農用地区域内の農地については、今後の健全な農業の発展を図るため確保していく。

#### (ウ) 農林産業を支える多様な人材（担い手・労働力）の確保

温暖な気候、山間傾斜地の狭小な耕作地を活用し、水稻、花き・植木、野菜、果樹、畜産等多様な農業が展開されている。

しかし、近年は担い手の減少、高齢化、兼業化、荒廃農地の拡大等農村を取り巻く環境が変化してきた。また、地域の人口減少等により農業労働力の確保にも影響が及んできている。

これらを踏まえ、集落内農地の効率的な利用調整、集落営農の取組、地域の立地条件を生かした特産品作り、直売所や観光農業を核とした農畜産物の販路拡大などを通じ、基幹的農業従事者をはじめ、高齢者、女性、集落営農組織等を担い手として育成し、地域農業の活性化を図る。併せて、企業等の農業への参入を支援するとともに、農福連携の推進等を通じて、農業労働力が確保できるよう推進する。

さらに、学校教育との連携や消費者との交流等を通じて農業・農村への理解を深めるとともに、兼業農家や農業以外からの新規参入者、定年帰農者、移住者などを含め、多様な人材を確保するための対策を推進する。

#### (エ) 森林の整備・保全と活用促進

森林は、木材生産のほか、水資源のかん養、災害の防止、生活環境の保全、地球温暖化防止、森林浴、生物多様性の確保等多面的な機能を有し、多大な恩恵を人々に与えている。

この森林の持つ多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させるため、市町村が森林環境譲与税の活用や森林経営管理法に基づいて行う森林整備等の施策への支援、森林経営計画の策定、森林作業道等の路網整備等により、計画的な森林整備を促進する。

また、県産木材の利用を一体的に推進し、さらに間伐材を含む未利用の木材資源の有効活用を促進することで、森林資源の循環利用に取り組む。

さらに、県民、NPO、企業等多様な主体の参画による里山の保全、整備及び活用を促進する。

#### イ 水産業

海匝・九十九里地域から夷隅・安房地域に至る地域は、変化に富んだ海岸線を持っている。旭市から長生郡一宮町にかけては、延長 66 km にわたる遠浅の九十九里浜が広がり、勝浦市から鴨川市を経て南房総市白浜町に至る外房海域は岩礁域を形成し、沿岸・沖合域には根や瀬が存在する。また、南房総市富浦町から鋸

南町が位置する内房海域には静穏域が形成されている。

さらに、県北部の利根川のほか、半島奥部には養老川、夷隅川等、房総を代表する河川からなる内水面水域が広がっている。

これらの地域では、こうした特性を生かして磯根漁業をはじめ、沿岸域では貝類漁業、魚類養殖業、定置網漁業、沖合域では釣り、まき網などの漁船漁業など、多種多様な漁業が盛んな地域である。また、内水面域ではアユ釣り等の遊漁、ウナギ漁などが営まれている。

しかし、総じて地域労働人口の減少と高齢化が著しい地域でもあり、漁業生産力の低下が懸念されている。

一方、海洋性レクリエーション需要への対応や漁村に育まれてきた資源を活用した漁業体験の提供や水産物直売所など、都市住民との交流の場としての機能強化も求められている。

このような状況の下、水産資源を持続的に利用し、地域水産物の安定供給の確保と地域水産業の健全な発展を図り、活力ある漁村社会を形成していくため、以下の施策を総合的、計画的に推進する。

#### (ア) 未来に向けた豊かな水辺空間づくり

地域水産資源の維持・増大と持続的な利用を促進するため、漁業者による資源管理型漁業の実践を支援するとともに、マダイ、ヒラメ、アワビなどの種苗放流や漁場の整備を推進し、また、地域住民の参加を促しながら漁業者主導による沿岸域の保全と創造に取り組む。

内水面においても、漁業資源の増大と漁場環境の保全を図り、豊かな水辺空間の創出を促進する。

#### (イ) 水産物の高付加価値化・ブランド化の推進

地域の特性を生かした高品質加工品や、船上での沖締めなどの高鮮度な地域特産品づくり、また、低・未利用魚などの活用について支援する。

さらに、全国に誇れる水産物を「千葉ブランド水産物」として認定し、重点的にPRすることにより、地域水産物のブランド力を高め、消費拡大及び魚価の向上を図る。

#### (ウ) 魅力ある水産業の創出

収益力の高い漁業経営体への転換を実現し、地域経済を支えていく人材や組織を確保・育成するため、新規就業者の確保、中核的な経営組織の育成及び水産業協同組合の経営基盤強化を支援する。また、漁業生産の基盤である漁港・漁場の整備を推進する。

### ウ 緑豊かで活力ある農山漁村づくり

農山漁村は、県土や自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承など、食料の供給と一体のものとして生じる多面的機能を有している。

そこで、都市と農山漁村の交流を促進し、地域の特色を生かしながら地域が一体となった農山漁村の活性化を図るため、以下の施策を総合的、計画的に推進する。

#### (ア) 都市と農山漁村との交流促進

県民に農山漁村の魅力に触れ合える機会の提供を進める中で、地域に都市住民等を受け入れる体制をつくることにより、グリーン・ブルーツーリズムを推進し、都市と農山漁村が交流することで農山漁村の活性化を図る。

(イ) 住民が快適に過ごせる豊かな農山漁村の実現

農山漁村の有する多面的機能の向上や地域の景観改善を進めるため、荒廃農地の解消や多様な人々の参画による里山・里海の整備・保全などの地域の取組を支援する。

また、イノシシ等の有害鳥獣による被害は農作物にとどまらず、荒廃農地を生み出す原因ともなっていることから、防護柵の設置など総合的な有害鳥獣対策を推進する。

併せて、大雨などの自然災害から農山漁村地域の被害を未然に防止するため、排水施設の新設・改修、防災施設の設置、保安林をはじめとする森林整備等を行う。

また、林地開発行為の適正化の推進により、開発地の災害防止を図る。

(ウ) 6次産業化の推進

農林漁業者が主体となって、多様な事業者とネットワークを構築し、農山漁村の豊かな資源を最大限に生かして実施する、生産・加工・流通・販売が一体化した取組を総合的に支援する。

(3) 地域産業の振興

本県では、県内中小企業を中心に、地域が連携して取り組む地域資源を活用した新商品・新サービスの開発や、商品改良、販路開拓などを支援している。

過疎地域においても地域資源を活用した新商品・新サービスの開発や、商品改良、販路開拓に主体的に取り組む事業者を支援し、地域経済の活性化を図る。

(4) 企業誘致

本県では、産業集積の強みであるものづくり産業を中心に引き続き企業誘致を進め、雇用の拡大と地域の活性化を図っている。

過疎地域においては、特に、豊かな自然、温暖な気候、豊富な農林水産資源に恵まれ、東京湾アクアラインや首都圏中央連絡自動車道の整備進展により首都圏とのアクセスが容易であることから、これらのポテンシャルを生かし、ものづくり関連産業をはじめ食品、観光関連産業や情報サービス業の企業を中心に立地を促進する。

(5) 起業、新事業への取組の促進

近年、本県の開業率は、概ね5～7%台で推移している。政府が中小企業政策の新たなKPIとして開業率10%を掲げる中、本県においても経済の持続的な発展に向け、開業率の底上げを図るための支援策を講じる必要がある。

本県では、中小企業・小規模事業者の経営力の向上に向け、チャレンジ企業支援センター等においてワンストップで相談に応じ、必要に応じて専門家派遣、情報提供を行うほか、金融支援を行うなど、企業の取組を総合的に支援している。

さらに、地域の持つポテンシャルを生かし、新技術、新製品の開発など、企業が行う新たな事業展開を支援する。特に、社会経済情勢の変化を踏まえ、中小企業におけるICT投資等による生産性の向上、付加価値の高い製品やサービス分野への参入、技術の継承、製造設備等の高度化と生産性の向上等を促進していくことも重要である。

また、地域の総合的な支援機関である商工会や商工会議所が行う小規模事業者の経営の改善発達を支援する取組や地域の特色を踏まえた意欲的な取組について支援していく。

#### (6) 商業の振興

本県の商業集積は、各主要駅周辺に見られるほか、住宅地（団地）内及びロードサイドに見られるが、他は店舗が各集落に散在している。

さらに、小売業者の規模については、従業員4人以下の小規模事業者が小売業を行う事業者の6割以上を占めている（平成28年「経済センサスー活動調査」）。

過疎地域では、南房総市、鋸南町、旧天津小湊町が属する鴨川市は木更津・館山の各商圈に、勝浦市、長南町、旧夷隅町が属するいすみ市は千葉・茂原の各商圈に、大多喜町は千葉・木更津・市原・茂原の各商圈に、旧干潟町が属する旭市と東庄町は成田・銚子の各商圈に、旧野栄町が属する匝瑳市、旧佐原市・旧山田町・旧栗源町が属する香取市、旧松尾町が属する山武市は成田商圈に、九十九里町は千葉・東金の各商圈にそれぞれ組み込まれている（平成30年度消費者購買動向調査）。

このように、過疎地域においては、隣接する商業集積のある地域の商圈に組み込まれている状況であることから、小規模商店が主な構成員である商店街（地域の商業集積）の振興が重要となっている。

そこで、地域商業を活性化するため、以下の施策を総合的、計画的に推進する。

ア 地域住民のニーズに対応できる、利便性が高い商店街づくりを促進するため、地域の特色を生かし、地域と連携・協働した商業振興施策を図る。

イ 商業を通じ地域を活性化するため、次代の商店街の中心となって運営をリードする人材を育成する。

#### (7) 観光の振興

本県は温暖な気候に恵まれ、首都圏に位置しながらも豊かな自然に恵まれている。また、数多くの歴史・文化的資源を有し、新鮮な海の幸や山の幸など、多様な観光のポテンシャルを有している。

こうした観光資源を最大限に生かすとともに、首都圏中央連絡自動車道の整備進展や東京湾アクアライン料金引下げ等を活用し、観光客の増加や経済効果の高い宿泊客の増加・滞在の長時間化を図るため、以下の施策を総合的、計画的に推進する。

ア 観光客のニーズを的確に把握し、観光資源の磨き上げや有機的な連携に努めるとともに、イベントや旅行商品の造成などの観光プログラムの充実やグリーン・ブルーツーリズムをはじめとするニューツーリズムの開発などを促進し、観光客の滞在の長時間化や宿泊型観光の推進を図る。

イ アフターコロナを見据え、近年急増している外国人観光客の受入体制の整備に取り組む。

ウ 多様な広報媒体を通じて、総合的・戦略的に千葉県観光の魅力を発信するとともに、メディアや旅行会社などに対して、効果的なプロモーションを展開する。

#### (8) 雇用機会の拡充

感染症の影響によるウィズコロナを前提とした生活様式の変化や、デジタル化の進展など、社会経済の大きな変革を迎える中、東京に隣接しながらも豊かな自然に恵まれている本県は、テレワーク、リモートワークやワーケーションなど、多様な働き方にも対応可能な環境にある。

そこで、引き続き企業誘致等に取り組むとともに、地域資源の活用等により各地域の特長を生かし、テレワーク等の多様な働き方に対応できるような環境を整備することで、新たな雇用機会の拡充を図る。

併せて、公労使が一体となり、働きやすく働きがいのある雇用環境の実現に取り組む。

## 4 地域における情報化

### (1) 地域における情報化の方針

県における I C T（情報通信技術）の利活用については、令和元年 9 月、「県民の暮らしを豊かにする千葉県 I C T 利活用戦略(以下「I C T 戦略」という。)」を策定したところである。

I C T 戦略においては、県の I C T 利活用をめぐる主要課題である「増大する行政ニーズへの対応」、「多様な人材・能力の活用」、「県内産業の生産性向上」に対応し、「あらゆる人が暮らしやすい社会」、「誰もがどこでも能力を発揮できる社会」、「生産性の高い産業に支えられる社会」を目指し、飛躍的に発展している I C T を手段として効果的に活用した取組を進めることとしており、過疎地域においても同様に、I C T 戦略に基づき、地域における情報化を推進していく。

### (2) 電気通信施設の整備

電気通信施設は、県民生活の向上や産業活動の活性化を図り、県民の豊かな暮らしを支える重要な社会基盤であり、その役割が一層大きくなっていることから、引き続き国・市町村・民間事業者等との連携のもと、基礎となる情報通信基盤の整備や、Wi-Fi 環境等の整備促進を図る。

### (3) 情報化の推進

I C T を政策実現のためのツールと位置づけ、地域における住みやすさや利便性の向上、地域活性化のための情報化など、県民生活に身近な幅広い分野において、I C T の利活用による地域の情報化を推進する。



## 5 交通施設の整備，交通手段の確保の促進

### (1) 交通施設の整備，交通手段の確保の方針

ア 国道，県道の整備を進めることにより，観光産業等の支援や地域間の交流・連携を強化し，県民の利便性向上や地域経済の活性化を図る。

また，市町村道の整備を促進することにより，地域の活力や生活環境の向上を図る。

イ 農林道は，農林業の基幹的な施設として農林業生産活動や農林産物流通の合理化に資するのみならず，農山村地域の生活環境の改善，地域の活性化に大きな役割を果たすことから，その整備を促進する。

ウ 過疎地域における鉄道及びバス交通は，住民の通勤・通学等日常生活における交通手段として，また，地域振興の基盤として重要な役割を果たしていることから，運行の維持を確保するとともに，利便性の向上の促進に努める。

### (2) 国道，県道及び市町村道の整備

ア 本県は県内各地を結ぶ広域的な幹線道路ネットワークとこれへアクセスする道路の整備が不十分であるため，これが地域の均衡ある発展の妨げとなっている。

このような中で，広域的な幹線道路ネットワークについては，これまでに首都圏中央連絡自動車道の東金・木更津間や館山自動車道，東京湾アクアラインが整備・供用され，現在，首都圏中央連絡自動車道の大栄・横芝間などの整備が着実に進められている。

更なる人流・物流の円滑化により地域経済の活性化を実現するために，これらの広域的な幹線道路ネットワークの整備促進と共に，広域的な幹線道路から県内各地域にアクセスする国道・県道の整備に努める。

イ 過疎地域の道路整備は，市町村道が他の地域と比べ遅れている。（表5，表6）

今後は，国，県道と一体となって機能する幹線市町村道及び地域の連携を強化する市町村道の整備を促進し，また，基幹的市町村道等の代行整備については，現在，実施している箇所の進捗状況を踏まえ，地元と協議・調整を図ることとする。

表5 過疎地域の国道，県道の現況 令和3年3月31日現在

項目		実延長 (m)	指標	率 (%)
過 疎 地 域	国道(県管理)	289,740	改良率	99
			舗装率	100
	主要地方道	397,548	改良率	96
			舗装率	99
	一般県道	415,444	改良率	91
			舗装率	99
計	1,102,732	改良率	95	
		舗装率	99	
千 葉 県 全 体	国道(県管理)	796,302	改良率	99
			舗装率	100
	主要地方道	1,316,605	改良率	97
			舗装率	99
	一般県道	1,186,937	改良率	91
			舗装率	99
計	3,299,844	改良率	95	
		舗装率	99	

※自転車道を除く。

※千葉県全体の国道，県道の現況については，千葉市管理分を除く。

表6 過疎地域の市町村道の現況 令和3年3月31日現在

市町村名		実延長 (m)	改良済	舗装済	指標	率 (%)
過 疎 地 域	勝浦市	245,966	191,429	220,187	改良率	77.8
					舗装率	89.5
	南房総市	759,254	346,742	719,058	改良率	45.7
					舗装率	94.7
	東庄町	309,006	245,725	227,254	改良率	79.5
					舗装率	73.5
	九十九里町	235,100	53,808	202,567	改良率	22.9
					舗装率	86.2
	長南町	395,846	210,710	245,875	改良率	53.2
					舗装率	62.1
	大多喜町	250,394	147,729	222,778	改良率	59.0
					舗装率	89.0
	鋸南町	147,707	44,372	133,162	改良率	30.0
					舗装率	90.2
	旭市	1,112,935	761,691	788,274	改良率	68.4
					舗装率	70.8
	鴨川市	741,381	237,211	512,966	改良率	32.0
					舗装率	69.2
匝瑳市	963,845	550,796	719,827	改良率	57.1	
				舗装率	74.7	
香取市	1,376,829	845,181	1,123,784	改良率	61.4	
				舗装率	81.6	

	山武市	1,282,438	770,351	912,725	改良率	60.1
					舗装率	71.2
	いすみ市	1,048,576	457,047	787,476	改良率	43.6
					舗装率	75.1
	過疎地域計	8,869,277	4,862,792	6,815,933	改良率	54.8
					舗装率	76.8
千葉県全体		33,854,777	20,468,775	28,183,887	改良率	60.5
					舗装率	83.2

※千葉県全体の市町村道の現況については、千葉市管理分を除く。

### (3) 農道、林道の整備

過疎地域の農道、林道は逐次整備を進めているが、いまだに幅員が狭小で屈曲や未舗装区間が多く、農林産物の集出荷等、流通圏の拡大や観光客の受け入れの上で多くの制約を受けている。

このため、今後も広域的かつ基幹的な農道の整備を進めるとともに、林道についても、林道網の整備を進め、地域農林業の振興及び地域の活性化に資する。

表7 農道の現況と整備目標

市町村名	既に整備済のもの (2年度末) (m)	～7年度(m)	総延長 (m)
勝浦市	7,596	0	7,596
南房総市	16,820	3,217	20,037
東庄町	17,787	0	17,787
九十九里町	4,418	0	4,418
大多喜町	21,901	0	21,901
鋸南町	9,798	0	9,798
旭市	2,254	0	2,254
鴨川市	8,047	0	8,047
匝瑳市	58,771	0	58,771
香取市	7,080	0	7,080
山武市	3,179	0	3,179

※ 現在、いすみ市及び長南町に農道はない。

表8 林道の現況と整備目標

市町村名	既設(2年度末)		～7年度	総延長
	路線数	延長 (m)	延長 (m)	延長 (m)
勝浦市	3	3,193	0	3,193
南房総市	63	126,223	0	126,223

東庄町	1	1,474	0	1,474
長南町	1	595	0	595
大多喜町	35	42,499	0	42,499
鋸南町	10	19,044	0	19,044
鴨川市※1	8	18,410	0	18,410
いすみ市	5	8,126	0	8,126

※1 鴨川市の記載は、旧天津小湊町の区域分。

※九十九里町，旭市の旧干潟町の区域，匝瑳市の旧野栄町の区域，香取市の旧佐原市，旧山田町，旧栗源町の区域及び山武市の旧松尾町の区域に林道はない。

※路線数，延長は，市町営林道，県営林道の合計値。

#### (4) 交通確保対策

過疎地域における公共交通機関は，人口の減少，高齢化，自家用車の普及等により利用者が減少しており，特にバス交通においては，運行回数の減少と相まって，利用者にとっては利便性が低下し，それがまた利用者の減少につながるという悪循環に陥っている。

##### ア 鉄道

鉄道については，地域住民の通勤・通学等の交通手段を確保するとともに，観光などの地域産業の振興等に寄与するため，JR線等の利便性の向上の促進に努める。

##### イ バス路線等

バスについては，地域でバスに依存せざるを得ない生徒や高齢者などの生活交通の手段であるのみならず，観光や通勤にも利用されていることから，関係機関と連携を図りながら，路線の維持と利便性の向上を図るとともに，バス路線の維持が困難な地域については，コミュニティバスや自家用有償旅客運送等の地域の実情に応じた交通手段の確保に努める。

## 6 生活環境の整備

### (1) 生活環境の整備の方針

本県では、すべての県民が健康で快適な生活を安心して営むため、生活を取り巻く環境の整備を進めている。日常生活に密接に結びついている上・下水道の整備や、廃棄物の処理については、地域の実情に応じ計画的な対策を講じる。

また、消防救急施設の整備については、設備等の高度化を推進することにより、一層の充実を図る。

さらに、洪水等による被害を防止するための河川整備、津波・高潮・波浪等による被害を防止するための海岸保全施設等の整備及び豪雨等による土砂災害を防止するための土砂災害防止施設等の整備を推進する。

### (2) 水道施設、汚水処理施設等の整備

#### ア 上水道の整備

過疎地域の水道普及率は、令和2年度末で89.3パーセントに達し、大部分の住民が水道による水の給水を受けることが可能となっている。

なお、南房総地域では、安定的な給水体制の確立を図るため、平成8年度から南房総広域水道企業団による用水供給を開始している。

今後とも安心して安定した水を供給できるよう、施設の老朽化、水道水質の向上、災害対策等を考慮した施設の整備と経営基盤の強化を図る。

表9 水道普及率の現況

市町村	施設名	普及率(%) (令和2年度)
勝浦市	上水道	98.6
南房総市	上水道	97.5
東庄町	上水道	87.7
九十九里町	上水道	92.4
長南町	上水道	100
大多喜町	上水道	90.3
鋸南町	上水道	99.6
旭市	上水道	90.7
鴨川市	上水道	99.3
匝瑳市	上水道	88.0
香取市	上水道	79.4
山武市	上水道	76.3
いすみ市	上水道	98.5

(参考) 令和2年度 県内普及率：95.5%，全国普及率：98.1%

#### イ 汚水処理施設及びごみ処理施設の整備

ライフスタイルの変化や生活水準の向上に伴い、住民の日常生活から排出される各種の廃棄物は量が増えると共に、質も多様化してきており、適正な処理

が求められる。

このため、廃棄物の排出抑制、再利用及び再資源化の3Rを積極的に推進し、処理施設の設備、埋立処分地の確保等を図る。

また、汚水処理施設の未普及地域の解消については、公共用水域の水質保全の観点から計画的な対応策を講じる必要があるが、施設等の建設は、設置場所、財源確保等が年々困難となってきた。

そのため、過疎地域の各市町の策定する循環型社会形成推進地域計画、汚水適正処理構想及び生活排水処理計画に基づき、地域の実情に応じてし尿処理施設、ごみ焼却施設、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等の効率的、計画的な整備を推進し、良好な生活環境の確保を図る。

表10 汚水及び廃棄物処理施設の整備状況

市町村名	広域 単独	し尿処理能力 (KL/日)			ごみ処理能力 (t/日)			
		年度末状況		備考	年度末状況		備考	
		R1	R2		R1	R2		
過疎地域	勝浦市	単独	40	40	勝浦市衛生処理場	35	35	勝浦市クリーンセンター
	南房総市	単独 広域			南房総市千倉衛生センター及び鋸南地区環境衛生組合			鋸南地区環境衛生組合及び民間委託
	東庄町	広域	109	109	香取広域市町村圏事務組合	135	135	香取広域市町村圏事務組合
	九十九里町	広域	245	245	山武郡市広域行政組合	210	210	東金市外三市町清掃組合
	長南町	広域	97	97	長生郡市広域市町村圏組合	225	225	長生郡市広域市町村圏組合
	大多喜町	広域	115	115	夷隅環境衛生組合			いすみ市へ委託
	鋸南町	広域	50	50	鋸南地区環境衛生組合	80	80	鋸南地区環境衛生組合
	旭市	広域 単独	61	61	東総衛生組合(旭クリーンパーク)	95	95	旭市クリーンセンター
	鴨川市	単独	66	66	鴨川市衛生センター	95	95	鴨川市清掃センター
	匝瑳市	広域	95	95	東総衛生組合(光クリーンパーク)	80	80	匝瑳市ほか二町環境衛生組合
	香取市	広域	109	109	香取広域市町村圏事務組合	135	135	香取広域市町村圏事務組合
	山武市	広域	245	245	山武郡市広域行政組合			山武郡市環境衛生組合及び東金市外三市町清掃組合
	いすみ市	広域 単独	115	115	夷隅環境衛生組合			いすみクリーンセンター及び御宿町へ委託

市町村名	下水道処理人口 ※1 (人)	農業集落排水事業整備済人口 ※4		合併処理 浄化槽 処理人口 ※7 (人)	
		処理区 画	計法定住人口(人)		
過疎地域	勝浦市			8,735	
	南房総市			17,064	
	東庄町			6,719	
	九十九里町		3	2,371	7,229
	長南町		3	3,063	3,074
	大多喜町				3,925
	鋸南町				5,017
	旭市	※2			29,484
	鴨川市				15,125
	匝瑳市				18,322
	香取市	13,620 ※3	2	1,575 ※5	20,806
	山武市		3	3,322 ※6	27,893
	いすみ市				23,383

※1 令和3年3月末

※2 旧干潟町において、下水道の整備を行っていない。

※3 旧佐原市における下水道処理人口

※4 令和4年3月末。計法定住人口は処理区域内定住人口。

※5 香取市の記載は、旧佐原市及び旧山田町の区域分。

※6 山武市の記載は、旧松尾町の区域分。

※7 令和3年3月末

### (3) 消防・救急施設の整備

本県は、三方を海に囲まれており、降雨や暴風などの影響を受けやすい地形となっているが、治水、治山事業の計画的な推進により、近年では風水害による被害軽減に努めている。

なかでも、過疎地域については、山間部や海に面しているという地理的条件にあることから、風水害、地震による津波やがけ崩れ等の自然災害のリスクが高い地域である。また、東京湾アクアラインの料金引き下げの継続や首都圏中央連絡自動車道の整備進展等の交通基盤整備により、年間を通じて「人」や「もの」などの動きが活発化していることや、地域住民の高齢化が進んでいることなどに加えて、特に南房総地域及び長生地域では、従来から夏期を中心として多くの観光客が訪れ、海での水難事故などの救急・救助業務が発生し、救急需要の増加も見込まれるところである。しかし、各市町とも財政基盤が脆弱であるため、十分な消防・救急施設の整備ができないことが懸念される。

今後、過疎地域においては、消防防災用車両や高規格救急自動車の整備をはじめ

めとした消防・救急施設の充実，高度化を促進するとともに，消防団員の確保，消防団装備の充実や常備消防と消防団の連携を強化することなどにより，地域における消防力の向上を図る必要がある。

このほか，本県としては市町村に対し，災害による被害を予防，軽減するための自主防災組織の設置及び避難行動要支援者の個別避難計画作成の支援等を行う。



## 7 子育てを支える環境の充実，高齢者等の保健，福祉の向上及び増進

### (1) 子育てを支える環境の充実，高齢者等の保健，福祉の向上及び増進の方針

地域の課題は複雑化，多様化しており，従来型の施策や個別の支援だけでは解決することが難しい状況となっていることから，県では，「互いに支え合い，安心して暮らせる地域社会」の構築を目指し，市町村とともに地域課題の解決を支援していくため，平成27年3月に「第三次千葉県地域福祉支援計画」を策定し，平成31年3月に中間見直しを行った。

この計画は，市町村地域福祉計画の達成に資するために，各市町村を通ずる広域的な見地から，市町村の地域福祉の支援に関する事項を一体的に定める計画であるとともに，千葉県における地域福祉推進の基本方針であり，各分野において共通して取り組むべき事項を示している。

また，この計画の推進に当たり，福祉，医療，健康づくりの各計画との連携や地域・市町村を支援するための施策について他分野とも連携して取り組むこととした。なお，各分野の具体的施策については，個別の計画において推進することを基本とする。

分野別の計画としては「高齢者が個性豊かに生き生きと，安心して暮らし続けられる地域社会の実現」を基本理念に，「個性豊かに，健康で生き生きとした暮らしの実現」と「介護が必要になっても，安心して自分らしく暮らせる地域社会の構築～地域共生社会実現のための地域包括ケアの推進～」の2つを基本目標として策定した「千葉県高齢者保健福祉計画」(『老人福祉計画』及び『介護保険事業支援計画』を一体的な計画として令和3年3月に策定)に基づき，高齢者福祉の充実を図る。

児童福祉についても，「千葉県子ども・子育て支援プラン2020」(『千葉県子ども・子育て支援事業支援計画』と『千葉県次世代育成支援行動計画』を一体的な計画として令和2年3月に策定)に基づき，市町村が行う幼児期の教育・保育等の提供体制の計画的な整備を支援するとともに，子どもが健やかに生まれ育成される社会の実現に向けた子どもと子育て家庭への支援に関する施策を推進する。

障害者福祉についても，障害のある人が地域でその人らしく暮らせる共生社会の構築を目指す「第七次千葉県障害者計画」(令和3年3月策定)に基づき施策の推進を図る。

また，こどもから高齢者まで県民の誰もが生き生きと暮らせる社会の実現を目指し，総合的な健康づくりを展開していく道しるべとして策定した，「健康ちば21(第2次)」(平成25年3月策定)に基づき，県民一人ひとりの健康づくりに取り組む。

### (2) 子育てを支える環境の充実

過疎地域における保育所については，少子化等により定員割れが生じるなど，今後の施設運営が危惧されるところであり，認定こども園制度をすすめるなど，地域のニーズに沿った効率的な保育サービスの充実に取り組む。

また，小学校就学後も引き続き児童が放課後等に活動する場を確保するための放課後児童クラブなど女性の就業率の高まりに応じて必要となるサービスについても，計画的に拡大する。

(3) 高齢者等の保健、福祉の向上及び増進を図るための対策

高齢者をはじめ県民の健康づくりを推進するため、県民一人ひとりが「健やかな生活を送りたい」という意識をもって主体的に健康づくりに取り組めるよう、生涯にわたる健康づくり支援体制の整備充実を図る。

また、高齢者が要介護状態とならないよう介護予防事業や介護予防ケアマネジメント業務などの包括的支援事業をはじめとする市町村による地域支援事業に対し支援するとともに、市町村が設置する地域包括支援センターを拠点に高齢者の生活を包括的に支えていくネットワークづくりを進める。

さらに、高齢者の在宅での生活の継続を支援するため、地域密着型サービス基盤の整備等を促進する。

(4) 障害者福祉の向上及び増進を図るための対策

過疎地域における障害者福祉について、地域で生活している障害のある人が、引き続き、住み慣れた地域社会の中で継続して生活できるよう、ホームヘルパーの養成、短期入所などの機能の整備に努めていく。さらに、地域で暮らすための受け皿となるグループホームの整備や地域生活を支援する相談体制の整備等、継続して地域で生活できるよう、施策の展開を図っていく。

## 8 医療の確保

### (1) 医療の確保の方針

保健・医療・福祉をはじめ各分野の緊密な連携のもとに、本県保健医療に関する基本的な指針である「千葉県保健医療計画」において、患者を中心として、急性期から回復期までの治療を担う地域の医療機関の役割分担と連携、更には健康づくり・介護サービス等と連動する体制として、「循環型地域医療連携システム」を構築した。併せて、限られた医療・介護資源を効率的に活用し、県民が地域において安心して質の高い医療・介護サービスが受けられるよう、医療機関の病床機能の分化と連携を推進することを目的とした地域医療構想の達成に向けて取り組んでいる。

また、保健分野においては、県民の健康づくりに関する基本的な指針「健康ちば21（第2次）」等の関連計画に基づき各種施策を総合的に推進している。

### (2) 医療サービスの充実を図るための対策

過疎地域における令和4年5月1日現在の公的医療機関は表11、また、民間医療機関は表12のとおりである。

表11 過疎地域の公的医療機関

市町村名	名称	診療科目	病床数
勝浦市	国民健康保険勝浦診療所	外，内	0
南房総市	南房総市立富山国保病院	内，消，外，整，リハ	51
東庄町	東庄町国民健康保険東庄病院	内，小，整	80
鋸南町	鋸南町国民健康保険鋸南病院	内，外，眼	66
香取市※	千葉県立佐原病院	内，精，神内，小，外，整，形，脳，心，小外，皮，泌，産婦，眼，耳，リハ，放，歯，麻，呼吸器内科，消化器内科，循環器内科，病理診断科	199

※香取市の記載は、旧佐原市、旧山田町及び旧栗源町の区域分。

表12 過疎地域の民間医療機関

市町村名	名称	診療科目	病床数
勝浦市	川上医院	内，消，外	0
	長島医院	内，小	0
	(医) SHIODA 塩田病院	内，精，心臓血管外科，神内，呼吸器内科，消化器内科，循環器内科，ア，リウ，小，外，整，脳，肛門外科，皮，泌，婦，眼，耳，リハ，放，麻，消化器外科	290
	(医社) 南洲会 勝浦整形外科クリニック	内，リウ，整，リハ	19
	(医社) 誠聖会 越後貫医院	内，消化器内科，皮	0
	勝浦眼科医院	眼	0

南房総市	(医社)優心会 生方内科クリニック	内, 糖尿病・内分泌科	0
	(医社)水明会 原診療所	内, 胃, 外, 消化器内科, 内視鏡内科	0
	白浜中央医院	内, リハ	0
	(医社)美和会 和穎医院	内, 小, 耳, 呼	0
	(医社)野崎医院	内, 消, リハ	0
	小嶋医院	眼	0
	鈴木医院	整, リハ, 内, ペインクリニック内科	0
	(医社)花の谷クリニック	内, 心療, 精	14
	(医社)優和会 松永医院	内, 皮, 小, リハ	0
	(医)美篤会 中原病院	内, 小, 整, 美, 耳, 消化器内科, リハ, 泌	109
	(医社)恵和会 間宮医院	内, 小	0
	青木内科クリニック	内, ア, 小, 呼吸器内科, 糖尿病内科	0
	(医)若林医院	眼, 内, 小, 外	0
	(医社)桂 七浦診療所	内, 神内, 老年内科, 整, 皮	0
	石井クリニック	内, 外, リハ, 美容皮膚科	0
	(医)光洋会 南房総ファミリアクリニック	内, 整, 小, 皮, 眼	0
(医)光洋会 三芳病院	精, 内, 心療	292	
東庄町	岡野医院	内, 小	0
	ほり医院	内, 胃, 外	0
九十九里町	医療法人社団慈優会 九十九里病院	内, 神内, リハ, 呼吸器内科, 消化器内科, 消化器外科, 循環器内科, 救急科, 外, 整	199
	九十九里診療所	内, リハ	0
	高橋医院	内	0
	不動堂クリニック	内, 小, 外, 整, 皮, リハ, 放, 麻	0
	医療法人社団九仁会 古川クリニック	内, 循, 小	0
	まさきクリニック	内, 外	0
長南町	(医社)恵正会 長南中央医院	内, 胃, 外, 整, 皮, リハ	0
	豊栄元氣クリニック	内, 循環器内科, 漢方内科	0
大多喜町	(医)白百合会 大多喜病院	精, 内, 神, 耳, リハ	363
	(医社)クラーク会 大多喜整形外科	整, リハ	0
	大多喜眼科	眼	0
	(医)餘慶会 小高外科内科	内, 外, 呼, 消, 循, 小, 放	19
	君塚医院	内, 小	0
	(医)川崎病院	内, 外, 循, 消, リウ, 小, 小外, 整, 皮, 呼, 泌, リハ	26

鋸南町	(医)橘会 勝山クリニック	内, 小, ア, 婦	0
	(医)厚生会 武内クリニック	内, リウ, 整	0
	鋸南やまだ内科	内, 神内	0
	(医財)鋸南きさらぎ会 保田診療所	内	0
旭市※	穴沢医院	内, 消化器内科	0
	(医社)仁慈 すずき整形外科	整, リハ	0
鴨川市※	(医社)黒野医院	内, 呼, 小	0
	(医)鉄蕉会 亀田浜荻クリニック	内, リハ	0
香取市※	(医社)明芳会 イムス佐原リハビリテーション病院	内, リハ, 循環器内科	217
	(医社)寿光会 栗源病院	内, リハ, 皮, 整	165
	(医社)華光会 山野病院	内, 脳神経内科, 循環器内科, リハ, 腎臓内科, 泌, 糖尿病内科, 心臓内科, 脳	26
	(医社)彰考会あいざわクリニック	内, 小, 外, 整, 脳, 皮, 眼, 耳, リハ, 放	0
	浅野耳鼻咽喉科医院	耳	0
	安住耳鼻咽喉科医院	耳	0
	(医社)東方会石井内科医院	循環器内科, 糖尿病内科, 呼吸器内科, 消化器内科, 脳	0
	(医社)誠風会 みやうちクリニック	内, 消化器内科	0
	(医社)志優会 中村眼科医院	眼	0
	(医社)理正仁会 香取医院	内, 小, 皮, 消化器内科, 漢方内科	0
	(医社)恵慈会宇井整形外科	整	0
	(医社)恵慈会おおくすの郷クリニック	内, 整	0
	木村医院	産婦	0
	久保田整形外科クリニック	整, リハ, 皮, 泌, 内, 老年内科	0
	越川医院	内, 循環器内科, 消化器内科, 糖尿病内科, 脂質代謝内科, 小	0
	こしかわ眼科	眼	0
	こしかわクリニック	内, 消, 小	0
	榊原医院	内, 外, 皮, リハ	0
	坂本医院	内, 胃, 小	0
	さわら心のクリニック&相談室	心療, 精	0
佐原泌尿器クリニック	内, 泌	0	
(医社)島崎医院	内, ア, 小	0	
(医社)清英会鈴木眼科医院	眼	7	

	(医社)豊隆会たもつ内科小児科医院	内, 小	0
	(医社)明生会東葉クリニック佐原	人工透析内科, 麻, ペインクリニック内科, 漢方内科	0
	鵜田医院	内	0
	日新眼科	眼	0
	日新外科胃腸科医院	内, 胃, 循, 外, 肛, 整	0
	(医社)根本医院	内, 胃, 外, 皮, 放	16
	布施外科医院	胃, 循, 外, 整, 性, 肛, 皮, 泌	0
	まきの越川診療所	内, 消化器内科	0
	松浦医院	内, 循環器内科, リウ, 整, 皮, 泌, リハ	0
	医療法人社団誠仁会みはま香取クリニック	泌, 人工透析内科	0
	宮内医院	内, 小, 呼吸器内科	0
	MED AGREE CLINIC かつり	内, 外, 精	0
山武市※	岩崎医院	内, 小, 循環器内科, 消化器内科	0
	(医社)大平会大平医院	内, 胃, 外, 肛, 皮, リハ, 放	0
	(医社)双仁会 花城医院	内, 消, 小	0
	(医社)つくし会松尾クリニック	内, 呼, 消, 循, 小	0
いすみ市※	いすみ医療センター	内, 小, 外, 整, 脳, 皮, 泌, 婦, 眼, 耳, リハ, 放, 脳神経内科, 糖尿病・内分泌代謝内科	144

※旭市の記載は、旧干潟町の区域分。鴨川市の記載は、旧天津小湊町の区域分。

香取市の記載は、旧佐原市、旧山田町及び旧栗源町の区域分。山武市の記載は、旧松尾町の区域分。いすみ市の記載は、旧夷隅町の区域分。

※歯科診療所及び特別養護老人ホームなどの診療所は除く

本県では、過疎地域においても、特定診療科に係る医療の確保を含め、県民が安心して良質な医療を効率的に受けられるための対策の推進を図っている。

具体的には、地域に必要な医療の安定的な提供を図るため、中核的機能を果たす公的医療機関等に対し、施設整備などの助成制度を設けているほか、医師・看護師等を目指す学生に対する修学資金貸付事業の実施など、医師・看護師等の確保・定着対策を推進している。

また、県民・患者等が適切な医療機関などを選択できるよう、「ちば医療ナビ」による医療情報等の提供を行っている。

更に、県民への救急医療情報の提供や、救急患者の迅速かつ適切な医療機関への搬送を目的とした「ちば救急医療ネット」の整備、周産期母子医療センター、小児救命救急センター、救命救急センター等に対する施設整備等の支援、母体搬送や救急コーディネーター、ドクターヘリの運用等に対する支援により、周産期

及び小児医療を含めた救急医療体制の整備を図っている。

(3) 保健サービスの拡充を図るための対策

本県では、保健サービスの拡充を図るため、地域毎に保健所(健康福祉センター)を設置しており、過疎地域における設置状況は表13のとおりである。

また、過疎地域における令和3年4月1日現在の保健センター等設置状況は表14のとおりである。

表13 過疎地域の管轄保健所

市町村名	保健所名
香取市・東庄町	香取保健所 (香取健康福祉センター)
旭市・匝瑳市	海匝保健所 (海匝健康福祉センター)
山武市・九十九里町	山武保健所 (山武健康福祉センター)
長南町	長生保健所 (長生健康福祉センター)
勝浦市・いすみ市・大多喜町	夷隅保健所 (夷隅健康福祉センター)
南房総市・鋸南町・鴨川市	安房保健所 (安房健康福祉センター)

表14 過疎地域の市町村保健センター等

市町村名	名称
勝浦市	勝浦市保健福祉センター
南房総市	南房総市三芳保健福祉センター
	南房総市千倉保健センター
東庄町	東庄町保健福祉総合センター
九十九里町	九十九里町保健福祉センター
長南町	長南町保健センター
大多喜町	未設置
鋸南町	鋸南町保健福祉総合センター
旭市※1	旭市保健センター
鴨川市※2	鴨川市天津小湊保健福祉センター
匝瑳市※3	匝瑳市保健センター
香取市※4	佐原保健センター
山武市※5	山武市松尾IT保健福祉センター
いすみ市※6	夷隅保健センター

※1 旧干潟町の区域分については未設置。

※2 鴨川市の記載は、旧天津小湊町の区域分。

※3 旧野栄町の区域分については未設置

※4 香取市の記載は、旧佐原市の区域分。なお旧山田町・旧栗源町の区域分については未設置。

※5 山武市の記載は、旧松尾町の区域分

※6 いすみ市の記載は、旧夷隅町の区域分

## 9 教育の振興

### (1) 教育の振興の方針

地域の人材・自然・環境・文化・歴史などを有効活用する地域再生の観点を踏まえて、地域コミュニティの核としての役割を担う学校を中心とした地域の活性化を図るため、学校教育における地域の人材活用や学校と地域を結ぶ人材育成等を促進する。

### (2) 公立小中学校等の教育施設の整備

学校施設については、校舎等の耐震化、防災機能強化及び老朽化対策を促進し、地域コミュニティの核としての役割を果たせるような施設整備や余裕教室の効率的利用を図る。

また、学校の持つ優れた教育機能や施設を身近で利用しやすい生涯学習の場として地域に積極的に開放することで、地域住民への学習機会の提供を推進し、地域の教育力の向上につなげる。

なお、学校統廃合等に伴う空き校舎等については、地域にとって貴重な財産であることから、地域の実情に応じた活用を促進する。

### (3) 図書館、集会施設、体育施設、社会教育施設等の機能の充実等

生涯学習や社会教育の場としての利用促進を図るため、また、県民の多様な学習要求に応えるため、図書館とその他の社会教育施設等については、施設の機能の充実等を図るとともに、県立の社会教育施設と市町村立施設間の広域的な連携を促進する。

図書館については、千葉県内図書館横断検索システムや図書館相互貸借ネットワークによる資料の搬送など、県立図書館と市町村立図書館等の連携に努める。

博物館・美術館については、地域の施設と連携した取組を進めるとともに、県の学芸員なども活用し、地域の人々が郷土の歴史や文化に直接触れ、学べる機会の創出に努める。

また、地域の自然、産業、人材などを生かし、子どもたちが宿泊を伴う自然体験や生活体験、ボランティア活動など様々な活動に参加する機会を幅広く得られるよう努める。

## 10 集落の整備

本県における過疎地域の集落は、人口の減少・流出、高齢化が進み、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を取り巻く環境はますます厳しくなっており、放置できない状況になってきている。

そこで、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域住民が主体となって取り組むコミュニティビジネスや集落対策に関する取組に対して支援を行う。



## 1 1 地域文化の振興等

文化芸術は、県民が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で欠かせないものであるとともに、教育、地域づくり、産業など社会のあらゆる文化と関わり、地域社会の発展と県民の活力を高めていく貴重な財産である。

本県には、後世に語り継ぐべき歴史や芸術、大漁旗・万祝などの海にまつわる文化や、各地域の伝統ある祭りや行事が数多く残されている。

また、近年では、本県の恵まれた自然環境や都市機能を生かして、野外での音楽イベントや芸術祭、ダンスイベント等が県内各地で開催されている。

こうした本県の特徴を生かした文化芸術を積極的に振興するとともに、多くの県民が触れ、また参加できるよう取組を進め、活力ある若々しい「ちば文化」を創造していく。

さらに、東京2020大会を契機に、新型コロナウイルス感染症の拡大による制約を受けつつも、県による参加・体験型の文化プログラムや、多くの団体・個人による多彩な文化芸術活動が展開され、様々な分野の融合や新たなネットワークが生まれたことも踏まえ、今後も、それらを承継・発展させ、県民が表現活動に取り組むことができる環境を整えるとともに、県民の心の豊かさや誇りの醸成につなげ、地域活性化の起爆剤としても活用していく。

教育面においては、実際に歴史や文化に触れ、郷土と国の歴史や伝統文化等について学ぶ教育を促進する。

また、地域に残された伝統文化や民俗芸能を伝承するため、伝統文化や民俗芸能に県民が触れる取組を推進するとともに、文化財、伝統文化の適切な保存管理に努める。

## 1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

再生可能エネルギーは、環境負荷の低減だけではなく、地域経済の活性化を図る上でも重要であり、本県では、令和3年2月、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言」を行ったところである。脱炭素社会の実現に向け、主力電源化が期待されていることから、地域と共生したかたちで、再生可能エネルギーの利用を促進していく。

脱炭素社会の実現に向けては、県民一人ひとりが、日常生活の中で、二酸化炭素の排出削減を意識し、「賢い選択」をすることが重要であるため、住宅用の太陽光発電設備や太陽熱等の再生可能エネルギーの導入を促進する。

また、ワンストップ窓口による相談対応や情報提供等により、市町村や事業者等による導入等を促進する。

さらに、洋上風力をはじめとする再生可能エネルギーの活用等を図ることで、まちづくり・地域づくりにも資するとともに、関連産業の振興も期待できることから、地域特性を踏まえた効果的な導入による地域振興策の検討等を支援する。